

第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項について検討するため、武蔵野市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 計画の策定のために必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進について武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者及び職にある者をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 武蔵野市立小学校長会を代表する者
- (3) 武蔵野市立中学校長会を代表する者
- (4) P T Aを代表する者
- (5) 公益財団法人武蔵野市子ども協会を代表する者
- (6) 公募による市民
- (7) 子ども家庭部長
- (8) 教育部長

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置き、委員の中から教育長が指名する。

2 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、原則として、第3条の規定による委嘱又は任命の日から令和3年度の末日までとする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 策定委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員（子ども家庭部長又は教育部長の職にある者を除く。）の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は市長と協議して教育委員会が別に定める。

（事務局）

第8条 策定委員会の事務局は、教育部図書館に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

（武蔵野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の廃止）

2 武蔵野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱（平成22年5月1日適用）は、廃止する。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

4 この要綱の施行の日から令和2年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条中「武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」とあるのは「武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」と、「日額とし、その額は市長と協議して教育委員会」とあるのは「教育委員会」とする。